

■ 畜産・酪農緊急対策パッケージの概要

農林水産省

畜産局

令和5年3月

○ **畜産・酪農緊急対策パッケージ**

- 1. 飼料価格高騰緊急対策事業（令和4年度第4四半期対策）** ……1
- 2. 配合飼料価格高騰緊急対策事業（令和5年度第1四半期以降対策）** ……2
- 3. 低コスト配合飼料自家製造推進緊急対策** ……3
- 4. 牛乳乳製品のインバウンド等消費拡大緊急対策** ……4
- 5. 酪農経営再建緊急対策** ……5

飼料価格高騰緊急対策事業（令和4年度第4四半期対策）

【令和4年度コロナ等対策予備費 96,539百万円の内数】

<対策のポイント>

ウクライナ情勢に伴う穀物価格の上昇等によって配合飼料価格が上昇しており、畜産経営を圧迫しています。このような中で、令和4年度第3四半期に引き続き、第4四半期についても、生産コスト削減や飼料自給率向上に取り組む生産者に対し、補填金の交付を行います。

また、購入粗飼料等の高騰の影響を受け、生産コストが上昇している酪農経営について、生産コスト削減や国産粗飼料の利用拡大に継続して取り組む生産者に対し、補填金を交付します。

<政策目標> ○ 飼料自給率の向上（25%→34%） [平成30年度→令和12年度まで]

<事業の内容>

1. 配合飼料価格高騰緊急特別対策

配合飼料価格の高止まりによる生産者の実負担額増加を抑制するため、令和4年度第3四半期に引き続き、配合飼料価格安定制度による補填金とは別に、令和4年度第4四半期に、**生産コスト削減等に取り組む生産者に対して補填金を交付**します。

補填単価：8,500円/トン

【交付タイミング】

生産者に対し、速やかに交付手続きが行われた基金団体を通じ、価格安定制度による第4四半期の支払いとは別に、令和5年5月末以降、特別対策の補填金を順次交付予定

2. 国産粗飼料利用拡大緊急酪農対策

生産コストの削減や国産粗飼料の利用拡大に継続して取り組む酪農経営に対し、購入粗飼料等のコスト上昇分の一部に対する補填金（経産牛1頭当たり換算）を交付します。

補填単価：都府県10,000円/頭、北海道7,200円/頭

【交付タイミング】

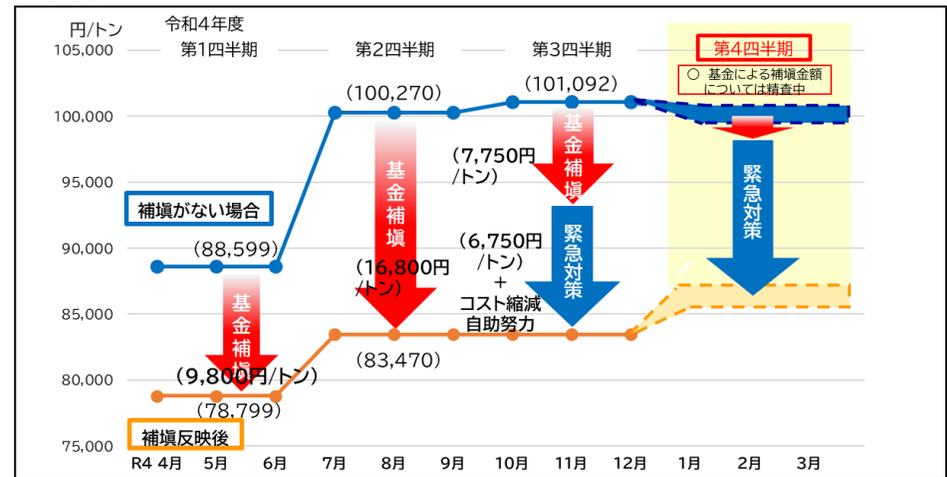
事業実施主体に対し、速やかに交付申請手続きが行われた農協等を通じ、生産者には令和5年5月末以降、順次交付予定

<事業の流れ>



<事業イメージ>

【1の事業】



【参考】事業参加要件の例（既に実施している取組の継続も可）

- | | |
|---|--|
| <p>(1)生産コスト削減に資するメニュー(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●国産飼料の生産・流通拡大 ●国産飼料の給与割合の増加 ○疾病・事故率の低減 ○暑熱・寒冷対策 等 | <p>(2)配合飼料の使用量低減に資する取組メニュー(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●飼料成分分析に基づく飼料設計の改善 ●国産高栄養粗飼料の利用 ○自動給餌機等による適量給与 ○分割給餌（給餌回数の増加） 等 |
|---|--|

1の事業：(1)のメニュー、(2)のメニューから1つずつを選択。
 2の事業：(1)のメニュー及び(2)のメニューから3つを選択（●を1つ以上含むこと）。
 ※第3四半期の事業に参加している生産者については、チェックシートにより継続参加の意向等を確認する予定

【お問い合わせ先】 1の事業 畜産局飼料課 (03-6744-7192)
 2の事業 畜産局牛乳乳製品課 (03-3502-5987)

配合飼料価格高騰緊急対策事業（令和5年度第1四半期以降対策）

【令和4年度コロナ等対策予備費 96,539百万円の内数】

<対策のポイント>

国際的な穀物需要の増加やウクライナ情勢等に伴うとうもろこし等の飼料原料価格の上昇や為替相場の影響等により、配合飼料価格が高止まりする中、畜産経営への影響を緩和するため、配合飼料価格安定制度に「新たな特例」を設けて、生産者に補填金を交付します。

<政策目標> [平成30年度→令和12年度まで] ※ [] は枝肉換算

- 牛肉生産量の増加（33 [48] 万トン→40 [57] 万トン）
- 豚肉生産量の増加（90 [128] 万トン→92 [131] 万トン）
- 鶏肉生産量の増加（160万トン→170万トン）
- 鶏卵生産量の増加（263万トン→264万トン） など

<事業の内容>

配合飼料価格が高騰し、畜産経営への影響を緩和するための配合飼料価格安定制度の補填の発動が続いています。

令和5年度以降、配合飼料価格の高止まりが継続し、制度の仕組み上補填が急減することで、飼料コストが急増することが懸念されます。

そのため、一定期間に渡り連続で補填が続いた後の配合飼料価格の高止まり等の場合に、飼料コストの急増を段階的に抑制する「新たな特例」を制度内に設けて、生産者に補填金を交付します。

<事業イメージ>

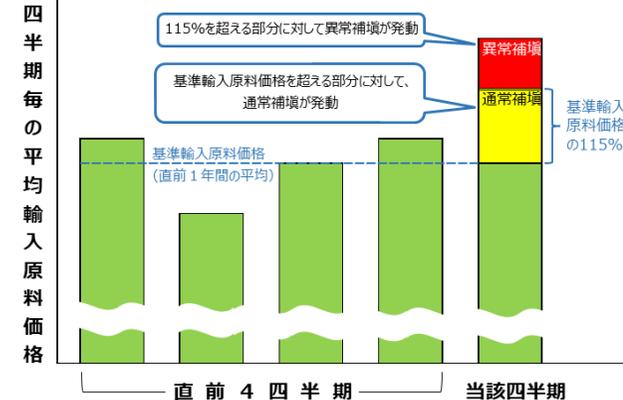
【現在の配合飼料価格安定制度の補填発動条件等】

<通常補填額>

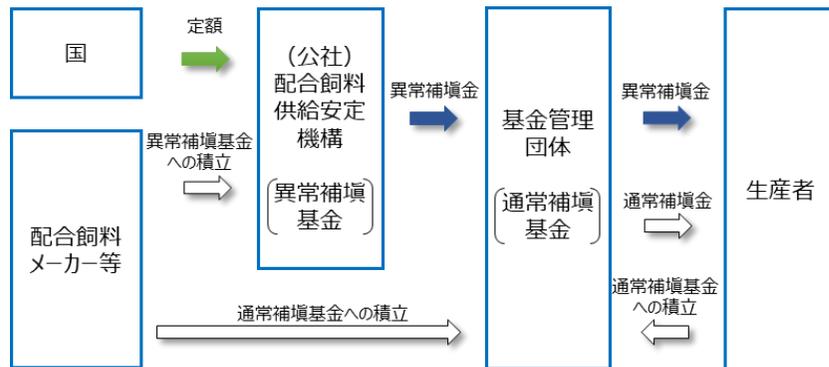
- 平均輸入原料価格が基準輸入原料価格を超える場合に、上回った額を限度（総補填額）として、補填が発動。

<異常補填額>

- 平均輸入原料価格が基準輸入原料価格の115%を超える場合上回った額を限度として異常補填が発動



<事業の流れ>



【新たな特例の概要】

<発動条件（トリガー）>

- ・ 2年（8四半期）連続で補填が発動している
- ・ 異常補填が発動しない等

<補填額の算定ルール等>

- ・ 基準輸入原料価格の算定期間を直前1年間の平均から2.5年間の平均に延長
- ・ 補填額の上限を設定（前四半期の3/4）
- ・ 民間（メーカー・生産者）の拠出を条件等

○ 低コスト配合飼料自家製造推進緊急対策

【令和5年度ALIC事業（所要額） 940百万円】

<対策のポイント>

自家配合飼料製造・利用農家は、洗練された経営マインドと飼料設計技術をもって、自ら相場等のリスクを負い安価なとうもろこしを調達するとともに、地域の未利用資源の活用等により、飼料コストの低減を図る意欲的で先進的な経営体です。

一方、近年の物価高騰に伴い、そのような努力をもってしても経営に相当の影響が生じています。

このため、緊急的に、相場等のリスクによらないとうもろこし国内調達経費の増加相当分の一部を支援し、自家配合飼料製造技術の継承を図ります。

<事業目標>

自家配合飼料製造・利用農家の体質強化

<事業の内容>

○ 令和4年度に飼料コスト低減を図るため、単味等とうもろこしを用いて自家配合飼料を製造し、利用・販売した畜産農家等に対して、令和5年度も自家配合飼料を製造していることを条件に、支援金を交付。

・ 支援金単価：1,200円/トン（単味等のとうもろこしに限る）

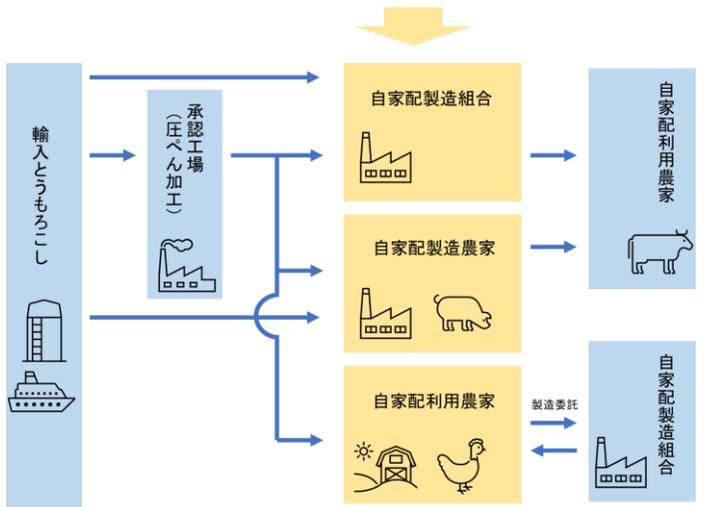
・ 交付数量：令和4年度の単味等のとうもろこしの調達数量

<事業イメージ>

<対象者>

- ・ 令和4年度及び5年度に自家配合飼料用のとうもろこし（①単味、②丸粒、③とうもろこしを概ね95%以上含む2種混合飼料）を購入していること
- ・ 飼料製造設備を固定資産としていること

<事業の流れ>



<対策のポイント>

我が国の酪農は、飼料価格の高騰、需要減少などにより収益性が悪化しており、**離農の拡大がうかがわれるなど厳しい状況**にある。
このため、訪日外国人観光客や子ども食堂等を対象にした**牛乳乳製品の消費拡大対策**を新たに実施することで、**酪農経営の支援を強化**する。

<事業目標>

牛乳乳製品の消費拡大(生乳換算5,000トン)

<事業の内容>

1. インバウンド等を活用した輸出拡大

多くの外国人に国産牛乳乳製品の魅力を改めて知ってもらう機会とし、今後の輸出促進等につなげるため、①**全国の空港等**において**外国人観光客に国産牛乳を飲んでもらうための取組**、②**全国の観光地等**において**外国人観光客に国産の生クリームやナチュラルチーズを使った料理等の提供**、③**輸出先国における牛乳のプロモーション**等を支援します。

【参考1】訪日外国人観光客の多い月：
6～7月（全世界）10～12月（重点国）

【参考2】主なターゲット国
香港、台湾、シンガポール、タイ、ベトナム、マレーシア

<事業イメージ>



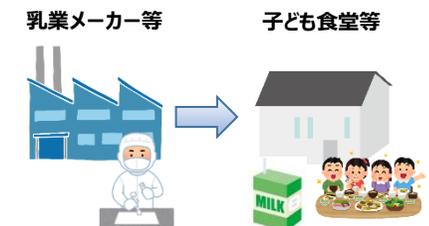
空港、温泉等で訪日外国人観光客に牛乳を安価に提供



訪日外国人に人気の観光スポットにてキッチンカー等により国産の生クリーム等を使った料理やスイーツを提供



輸出先国における牛乳等のプロモーション



乳業メーカー等が子ども食堂等に牛乳を安価に提供

<事業の流れ>



酪農経営再建緊急対策

【令和4年度補正予算（所要額）55,500百万円の内数】

【令和5年度ALIC事業（所要額）6,500百万円の内数】

<対策のポイント>

畜産クラスター事業において、①畜産経営コンサルタント等による経営分析を受け、経営改善のポイントや経営再建のための活路を探る等の取組の実証を支援するほか、②離農を考えている酪農家が、子牛の哺育育成や肉用牛繁殖、コントラクター等に経営転換し、営農を継続する場合に必要な施設整備及び機械導入を支援するための特別枠を設置し、地域において、酪農家の離農を抑制する取組を推進します。

また、最近のメレ子相場の状況を踏まえ、性選別精液を使用したにもかかわらず雄子牛（メレ子）が生まれた場合等に、次回の性選別精液利用代を支援します。

<事業目標>

酪農経営体質の強化、酪農以外の畜産経営への転換等

<事業の内容>

1. 畜産経営コンサルタントによる経営改善指導の強化

畜産クラスター事業の実証支援事業を活用し、酪農家が、畜産経営コンサルタント等による経営分析を受け、経営再建のための活路を探るために必要な経費等について支援します。

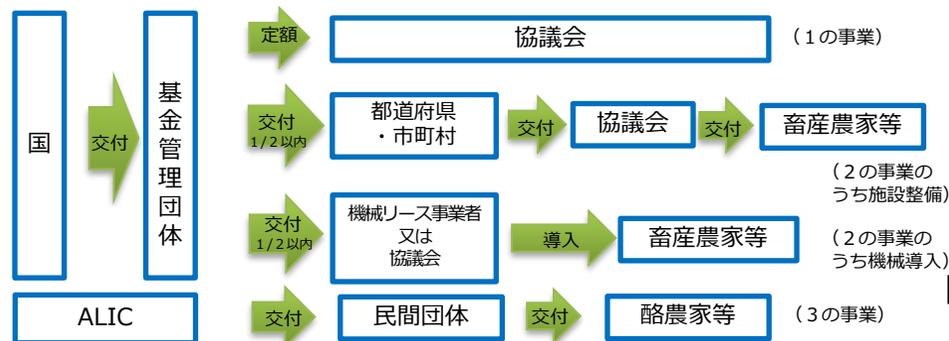
2. 経営転換に必要な施設整備・機械導入への支援（経営転換推進枠の設置）

酪農経営から酪農以外の経営に転換（畜産クラスター計画における取組主体の位置付けを、酪農経営から地域の畜産を支える子牛の哺育育成や肉用牛繁殖経営、コントラクター等に変更）するために必要な施設整備・機械導入を支援します。

3. 乳用牛の繁殖等効率化の推進

牛群検定に参加している酪農家等に対し、性選別精液及び調整交配用精液の利用により令和5年度中に乳用種の雄子牛（メレ子）が生産された場合に、支援金を交付します（1頭あたり6千円）。

<事業の流れ>

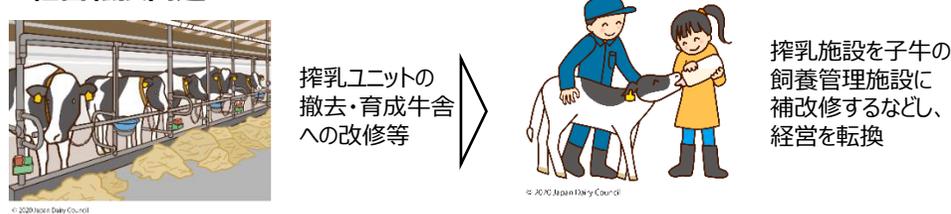


<事業イメージ>

1. 経営コンサル関連



2. 経営転換関連



3. 繁殖等効率化関連



【お問合せ先】 (1、2の事業) 畜産局企画課 (03-3501-1083)
 (3の事業) 牛乳乳製品課 (03-3502-5988)
 - 5 -